

〔県外の大学等に在学する福井県出身の学生の皆様対象〕

## 7月23日（日）「夏季合同企業面接会」に参加するための交通費を助成します！！

住所地と「生活学習館」間の交通費が対象！

### （A）助成対象となるのは誰ですか？

福井県外にある大学等（大学・院、短期大学、専門学校、専修学校）に在学している本県出身学生です。ただし、「Uターンバスの運行地域外の方」が対象です。

※ 注意！ 次の地域の大学等の方は対象になりません。

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、  
愛知県、岐阜県、石川県、  
大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県

※Uターンバスの利用エリアや福井県から近距離に所在するため

※Uターンバスについては、「戻ろう！ふくいUターンバス」HPをご覧ください。

→ <https://www3.ibac.co.jp/2018/HBB06/login.jsp>

### （B）助成金額はいくらですか？

学生の住所地から福井県内までを往復するためにかかった交通費のうち、2分の1に相当する額（100円未満切り捨て。上限14,000円）を助成します。

〔対象となる交通費〕

公共交通機関（JR、県を超える場合の第三セクターや私鉄、航空機、長距離高速バス、船舶）を利用した場合の交通費です。

〔利用の条件〕

- ① JR利用の場合は、運賃、急行料金、特急料金および指定席料金が対象となります。（グリーン席料金等は対象外）
- ② 原則として、住所地から福井県内までの同一日内の移動にかかった交通費を対象とします。ただし、高速バスの乗り継ぎなどにより、移動が二日になる場合も連続した移動として対象にします。
- ③ 鉄道等とUターンバスを乗り継いだ場合の交通費も対象となります。

### （C）申込方法を教えてください。

県HP「働くなら、福井！」から、申し込みください。申し込み後に、若者・定住支援課から申請に必要な書類を送ります。届いた「申請書（用紙A）」に名前等を記入し、下記の書類（①、②）を添付し、7月20日（木）【必着】までに郵送で提出してください。申請書が届き次第、若者・定住支援課から申請された方に電話やメールで受領の連絡をします。

※県HP「」  で検索

※申請書に添付する書類

- ①交通費計算書（用紙B）
- ②学生証のコピー



## (D) 申請書の郵送先はどこですか？書き方など困ったときの連絡先はどこですか？

〒910-8580 福井市大手3-17-1  
福井県 若者・定住支援課 ふるさと定住促進G  
TEL 0776-20-0387  
FAX 0776-20-0644  
E-mail [furusatoteiju@pref.fukui.lg.jp](mailto:furusatoteiju@pref.fukui.lg.jp)

※助成の対象となるのか迷ったら、  
電話やメールにて問い合わせください。

※県から当該メールアドレスで連絡することがあるため、  
受信できるように設定をお願いします。

## (E) 申請の流れを教えてください。

### ①県HP「働くなら、福井！」から、申し込み

(県が申込内容を確認の上、助成の可否を学生本人に電話やメールで連絡。申請に必要な書類を郵送)

### ②申請書(用紙A)に記入

{ 添付 ・ 交通費計算書(用紙B) ・ 学生証のコピー }

### ③福井県若者・定住支援課に申請書と添付資料を郵送 [7月20日(木)までに必着]

(県が書類チェック・申請内容を審査し、学生本人に受領の連絡)

※[注意!]切符等のチケットは、学生が各自で購入してください。

(領収書を、購入窓口で必ずもらってください。領収書等の  
証明書類がないと、助成金が出ません。)

[7月23日(日)夏季合同企業面接会以降]

### ④面接会に参加し、企業ブースを1社以上訪問

### ⑤会場で配布される書類に記入し、県に提出

{ 添付 交通費の領収書  
※(F)記載の書類も忘れずに持参 }

(県が書類を確認の上、助成金の額を決定)

### ⑥請求書を県に提出

(県が請求内容を確認の上、助成金を交付、振込)

- ・ 会場内に交通費助成手続きのための担当窓口を設けます。
- ・ 面接会の参加確認や交通費の請求手続きについて説明しますので、必ず、立ち寄ってください。

## (F) 面接会の当日は、助成を受けるため、何を持っていけばいいですか？

- ・ 預金通帳のコピー(銀行名、本支店名、口座番号、口座名義人が分かるページ)  
※本人名義の口座に限ります。
- ・ 印鑑(認印)
- ・ 交通費の領収書等

※ 当日は口座振込等の手続きを行いますので、必ず、持参してください。